

イラン銀行セクターの特徴と課題

海外投融資情報財団
調査部

イランの銀行は、核問題をめぐる制裁のためにしばらく国際業務の機会に恵まれてこなかった。制裁が解除された現在でも、米国に残る制裁などの理由でイランとの金融取引はなかなか進んでいないようだが、今後の関係構築に向け、同国銀行セクターの特徴と課題を簡単に紹介する。

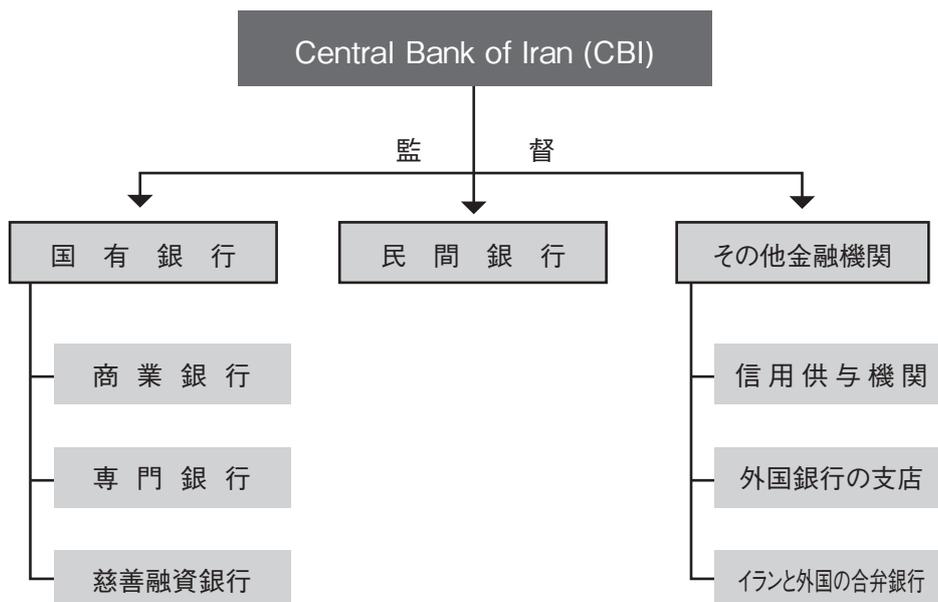
1. 銀行セクターの構造

イランの銀行セクターは、利子による利殖を得ることを禁じるイスラム法に基づく。他のイスラム国では、伝統的な（西欧的）金融とイスラム金融の混合体制をとるところが多いが、イランは、憲法第4条で国内のすべての法や活動はシャリア（イスラム）法に準拠すべきであるとされ、銀行業務もその例外ではない。1983年に制定された無利子銀行法（The Law for Usury (Interest) Free Banking）が、イスラム体制

のもとでの銀行セクターの役割や、イスラム金融制度のもとで認められる銀行業務の内容を定めている。

ただし、理論的には、イランは100%イスラム金融の国とされているが、銀行業務の中でイスラム金融の枠組み（無利子銀行業務法）に従わなければならないのはイランリアル業務についてのみであり、外貨業務は、イスラム金融以外の制度の国々とまったく同様に、どのような種類の取引でも行えるとされている。フリーゾーンなどオフショアの銀行は、ライセンスの取得を含め、イラン中央銀行（Central Bank of Iran, CBI）の規制に従わなくてはならないが、それらの規制は国際的なものであり、イスラム金融ではない。イランの銀行が外国金融機関からファイナンスを受ける場合は、伝統的（非イスラム金融の）ルールに基づく取引が行われている。イランの銀行の海外支店は、ホスト国の銀行規制に従って活動する義務があり、イランの法律やイスラム金融の規則には従わない。

図1 イラン銀行セクターの構造



出所：Ilia Corporation, "Banking Industry Iran: current status, opportunities and threats", September 2016をもとに加筆

ある活動がシャリア法に準拠しているか否かについては、行政裁判所で疑わしい部分があると判断されると、護憲評議会に付託され、判断が下される。護憲評議会は、イラン最高指導者の任命による6名の聖職者、司法府（司法権長は最高指導者の任命による）の任命による6名の法学者の合計12名から成り、国会の法案審査や大統領選や国会選挙の立候補者の資格審査を行う機関である。このような国家機関がある以上、重畳的にシャリアボードを持つ必要はないと考えられており、CBIや各銀行に強制力のあるシャリアボードはおかれていない。

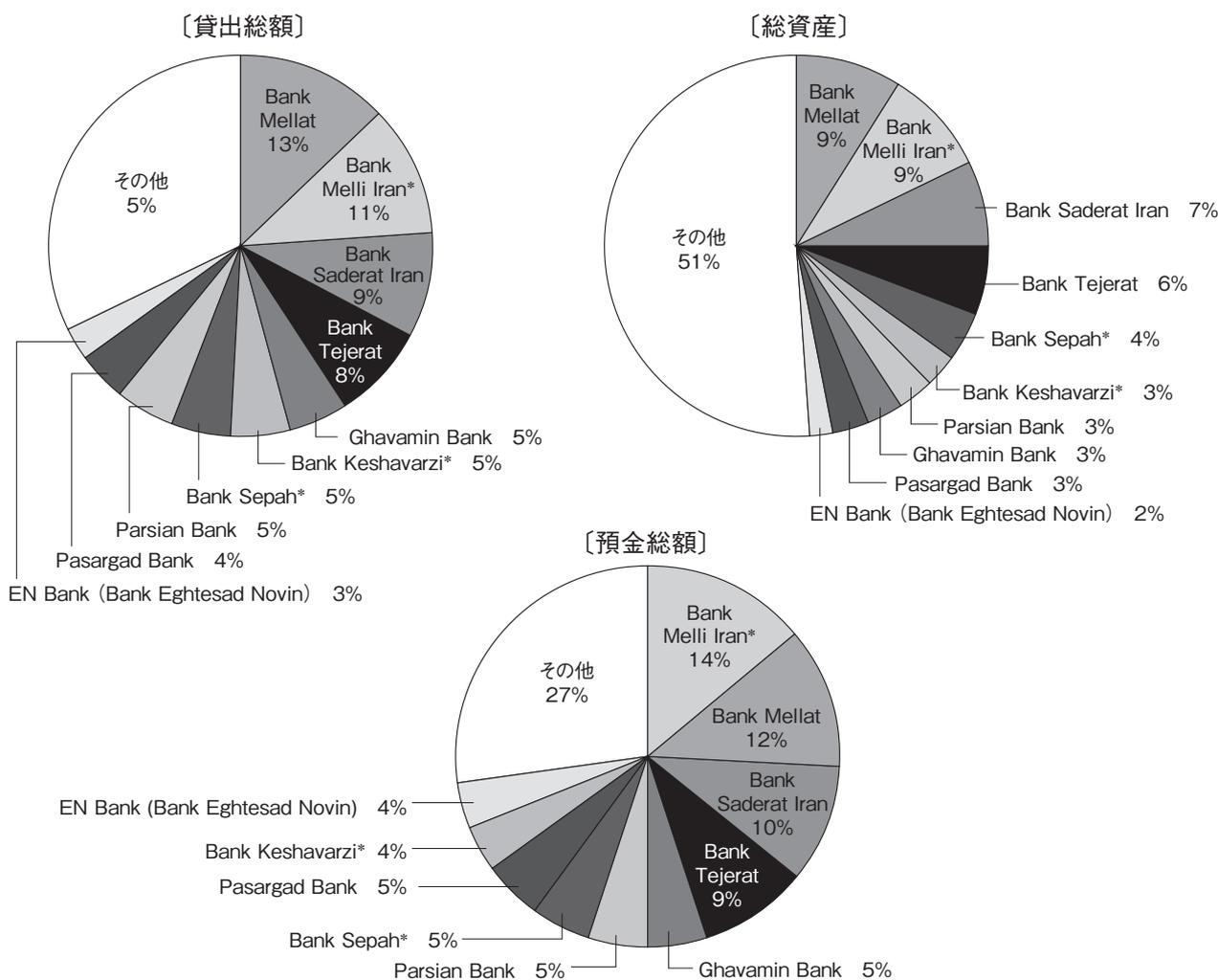
銀行セクターの構造は、図1のとおりである。

市中銀行は、1979年のイラン革命後にすべて国有化されたが、その後の民営化を経て、現在、国有商業銀行は、Bank Sepah、Post Bank of Iran、Bank Melli Iranの3行となり、専門銀行にはCooperative

Development Bankが加わった。これらの銀行のほか、CBIの監督下にあるイランの金融機関には、非国有（民間）銀行20行、慈善融資銀行（注：個人や法人の切迫した資金需要に対し、短期間、金利なし・非営利で貸付を行う）2行、信用供与機関5機関、外国銀行の支店5店、イランと外国の合弁銀行1行（Iran-Venezuela Joint Bank）がある。民間銀行は、「第3次イラン・イスラム共和国経済・社会・文化発展計画法」などにより、2000年4月より設立が可能になった。

市場の構造は、2014年度（2014年3月21日～2015年3月20日。以後、すべて年度はイラン暦による）の上位5行の貸出総額や預金総額の割合が全体の5割前後を占め、上位10行ではそれぞれ65%、71%を占める上位集中型となっている（図2）。総資産ベースでも、上位10行が市場の半分近くのシェアを占める。全市中銀行および信用機関による2016年度の貸出総額、預金

図2 イラン銀行の市場構造



注：名称の後に*が付いている銀行は、国有銀行
出所：各行財務諸表、CBI, Money and Credit Aggregates

総額、総資産は、それぞれ10799兆リアル（同年度平均インターバンク為替レート換算で3440億ドル）、12382兆リアル（同3945億ドル）、23713兆リアル（同7555億ドル）であった。

2. 監督・規制体制

イラン銀行セクターの活動を包括的に規制する基本法と位置づけられるのは、1983年「無利子銀行法」と1972年「金融・銀行業務法」である。ただし、これらの法律は国内銀行が貸手となる場合のみ適用され、外貨業務に関しては有利子金融を認める柔軟なアプローチがとられてきた。

具体的な銀行業務に関する各種の規則は、すべてCBIの定めに基づき、CBIが定める規制には、大きく分けて、銀行設立に関するものと銀行経営に関するものがある。前者の例として、民間銀行の設立許可規則、外国銀行の支店開設に関する実施規則、銀行設立のための最低資本金についての規則、自由貿易産業区域における銀行業務やオフショア銀行設立などに関する実施規則、などがある。また、後者については、金利（利潤率）、貸出先・貸出量、自己資本比率・資産分類関連、最低資本金、流動性・固定債権関連、引当基準・担保徴求、外貨ポジション、法定準備金、情報開示、インターバンク市場運営などについての各規制などがある。

経済財務省などの関係機関は、CBI内の貨幣・信用審議会（Money and Credit Council, MCC）を通じ

て見解を表明する。MCCは、経済財政大臣、CBI総裁、行政企画庁長官、閣議により選ばれた2名の大臣、商務大臣、CBI総裁の指名を受け大統領が承認した金融・銀行業務の専門家2名、検事総長または副総長、イラン商工会議所会頭、協同組合会議所会頭、国会により選ばれた経済問題・計画と予算・会計委員会の代表各1名で構成されている。

なお現在、既存の銀行関係の法律を一本化した新たな銀行法や、CBIの組織や役割を見直した法律の策定に向けた動きもあるようである。

3. 他のイスラム金融国と比較した特徴と課題

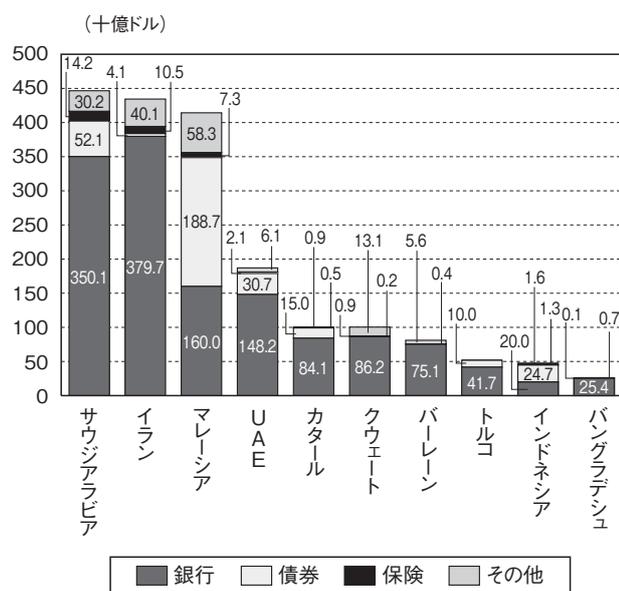
世界の主要イスラム金融国につき、2015年末時点で、イスラム金融資産規模を比較したのが下の図である（図3）。イランは、資産規模で世界第2位につけている。資産内訳では、イランは資産総額に占める銀行のシェアが高く（87%）、銀行資産額では世界第1位となっている。

次ページに示すイスラム金融サービス委員会（Islamic Financial Services Board, IFSB）の資料に基づき、イスラム金融資産額上位国のサウジアラビア、マレーシア、UAEと比較すると、イランの銀行の特徴や課題として次の3点を挙げる事ができる（表1）。

第一に、銀行数や国内支店数および職員数が他国より圧倒的に多い。世界銀行データで大人10万人当たりの商業銀行支店数を比較しても、イランの値は非常に大きく、サウジアラビアとマレーシアがそれぞれ8.9店、10.7店のところ、イランは31.0店という多さである（数字は2015年）。一方、支店数や職員数に比した収益が低く、イラン銀行セクターの課題のひとつとされている。

第二に、ファイナンス形態および資金調達構造に特徴がある。イランの銀行のファイナンス形態は、銀行が顧客と合弁事業を行うムシャラカ（出資金融）によるケースが多く、他の主要国がより短期のムラーバハ（商品売買契約）などの形態が多いのとは対照的になっている。資金調達に関しては、負債項目でPSIA（Profit-Sharing Investment Account、利益分担投資勘定）が58%に達しているのが特徴である。銀行は、顧客に一定の金利（利潤率）を保証し、資金を資本市場でスクークなどの債券で運用し、マネジメントフィーなどの費用を差し引いた残りを収入とする。預金と異なり、当初に利益を確定できるほか、リスクを

図3 主要国別イスラム金融資産内訳（2015年末）



出所：Thomson Reuters, "ICD-Thomson Reuters Islamic Finance Development Report 2016", December 2016

投資パートナーに負担させることができる点で、銀行はPSIAを選好する傾向にある。

第三に、イランの銀行は、自己資本比率、純資本利益率、自己資本利益率など、多くの財務指標が他国に劣後している。流動資産比率（流動資産／総資産）も低く、ファイナンス全体が長期化・固定化している実態がうかがえる。流動性不足を補うため、銀行によるCBIからの借入が急増し、CBIの流動性コントロールが難しくなるなどの副次的な弊害も生じている。

このような状態を改善すべく、CBIは、インターバ

ンク市場での資金調達環境整備や、銀行に対する政府の債務返済（一部の証券化）などを進め、自身の銀行に対する資金供給の役割を緩和しようとしている。また、業務の実態把握と情報開示の透明性向上のため、2017年度からは、すべての銀行にIFRS（International Financial Reporting Standards）基準に沿った財務報告が義務づけられている。

（文責：山本、寺中）



表1 イスラム金融主要4カ国の銀行比較（2015年末）

	イラン	サウジアラビア		マレーシア		UAE
		イスラム金融 専門銀行	通常銀行の イスラム金融窓口	イスラム金融 専門銀行	通常銀行の イスラム金融窓口	
A. 業務構造						
1. 銀行数（行）	34	4	8	16	10	8
2. 国内支店数	21,409	776	n.a.	2,206	2,167	307
3. 同職員数（人）	**230,841	19,980	n.a.	8,978	110,184	9,318
4. 資産項目内訳（%）計	100	100	100	100	100	100
ファイナンス	56	68	85	74	11	65
スクーク保有	0	3	5	13	46	7
その他証券	3	1	3	0	0	1
銀行間取引	16	13	2	9	30	6
その他	26	15	5	5	12	20
5. 負債項目内訳（%）計	100	100	100	100	100	100
PSIA（利益分担投資勘定）	58	0	0	9	0	0
その他の報酬型調達	0	15	30	56	15	63
非報酬型調達（当座預金）	13	64	62	13	11	31
スクーク発行	0	0	4	0	0	5
銀行間取引	16	2	1	4	22	5
その他	9	7	3	11	26	11
資本／準備金	4	12	0	7	25	16
B. 財務指標（%）						
1. 自己資本比率	7.1	20.1	n.a.	15.4	128.7	15.6
2. 不良債権比率（グロス）	12.6	1.3	0.9	1.2	0.9	7.8
3. 総資本利益率（ROA）	*0.7	2.1	2.7	1	2.3	1.5
4. 自己資本利益率（ROE）	*10.0	13.9	n.a.	14.2	9	12.4
5. 売上高純利益率	*15.2	48.7	58.9	37.8	71.8	34.6
6. 流動資産の割合	7.2	23.8	n.a.	14.5	36.8	14
7. 外貨建調達割合	4.9	n.a.	n.a.	1.6	9.8	19
8. 外貨建ファイナンス割合	14.2	n.a.	n.a.	3.3	43.7	13.5
C. ファイナンス状況（%）						
1. 形態別ファイナンス残高割合計	100	100	100	100	100	100
ムラーバハ（商品売買契約）	13	15	29	30	74	63
商品ムラーバハ（銀行による資産保有型）	7	18	54	0	0	0
サラーム（支払一括先行取引）	1	0	0	0	0	37
イジャーラ（リース金融）	0	16	14	20	0	0
ムダーラバ（信託金融）	4	0	1	0	0	0
ムシャーラカ（出資金融）	63	1	0	7	24	0
その他	9	50	2	41	2	0

注：*は2015年第1四半期末、**は同第3四半期末の値
出所：IFSBホームページ上統計